

## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

(大気質、防災調節池・雨水の水質及び悪臭)

県では、彩の国資源循環工場運営協定に基づいて、下記<彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査一覧>のとおり周辺環境の調査を行っています。

- このたび、彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査のうち、平成29年度第3回大気質、第3回防災調節池の水質、第3回雨水の水質及び生活排水の調査結果がまとまりました。  
今回の測定では、運営協定書に定める基準や環境基準又は排出基準を上回ったものはありませんでした。その概要は以下のとおりです。
- なお、環境基準とは「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められており、行政上の目標とすべきとされています。公害発生源を直接規制するための排出基準などの規制基準とは異なります。

<彩の国資源循環工場運営協定等に基づく環境調査一覧>

資源循環工場周辺の大気質 (7地点、年4回)

雨水水質 (2地点、年4回) 生活排水水質 (1地点、年1回)

防災調節池水質 (1地点、年4回) 化学物質 (7地点、年1回)

騒音・振動 (4地点、年1回) 悪臭 (4地点、年2回)

### □ 大気質 (第3回) の調査概要

- 測定場所  
(1) オリエンタル火工(株)所有地前 (2) 蔵田地区内 (3) 天神社内  
(4) 深田地区内木呂子地内 (5) 埼玉県小川げんきプラザ内  
(6) 五之坪集落農業センター (7) 平倉住宅脇
- 測定項目 二酸化硫黄・一酸化炭素・二酸化窒素・浮遊粒子状物質及びダクトイオン類
- 測定日 平成29年10月12日から19日まで
- 測定方法 環境基本法に定める方法
- 測定項目及び測定値 別表1のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準や環境基準を下回っています。

### □ 防災調節池の水質 (第3回) の調査概要

- 採水場所 防災調節池 (中央付近)
- 採水日 平成29年12月7日
- 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法
- 測定項目及び測定値 別表2のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。
- 採水時の天候 曇り

### □ 防災調節池に流入する雨水の水質 (第3回) の調査概要

- 採水場所 防災調節池に放流する雨水管
- 採水日 平成29年10月17日
- 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法
- 測定項目及び測定値 別表3のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。
- 採水時の天候等 雨

### □ 13号埋立地南側防災調節池に流入する雨水の水質 (第3回) の調査概要

- 採水場所 13号埋立地南側防災調節池に放流する雨水管
- 採水日 平成29年10月17日
- 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法
- 測定項目及び測定値 別表4のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準、環境基準又は排水基準を下回っています。
- 採水時の天候等 雨

### □ 生活排水の水質の調査概要

- 採水場所 環境整備センター内の全工場生活排水合流後の最終排水口
- 採水日 平成29年11月20日
- 測定方法 水質汚濁防止法に定める方法
- 測定項目及び測定値 別表5のとおり  
今回の測定では、すべて運営協定書に定める基準又は排水基準を下回っています。
- 採水時の天候等 曇り

## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

## 大気質

測定実施期間

第1回 平成29年5月18日(木)～25日(木)

第3回 平成29年10月12日(木)～19日(木)

第2回 平成29年7月13日(木)～20日(木)

第4回

No.1 オリエンタル火工(株)所有地前

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第3回測定結果について	第1回	第2回	第3回	第4回	第3回測定結果について
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.002	0.003	0.001		運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.002	0.001	0.001		運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。
	1時間値の期間最大値	ppm	0.004	0.006	0.001		運営協定基準(0.1)以内であった。	0.003	0.001	0.001		運営協定基準(0.1)以内であった。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.2	0.2		運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.3	0.2	0.2		運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.3		運営協定基準(20)以内であった。	0.3	0.3	0.3		運営協定基準(20)以内であった。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.008	0.006	0.005		運営協定基準(0.06)以内であった。	0.008	0.006	0.005		運営協定基準(0.06)以内であった。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.034	0.024	0.021		運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。	0.030	0.029	0.025		運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.052	0.039	0.063		運営協定基準(0.20)以内であった。	0.044	0.046	0.073		運営協定基準(0.20)以内であった。
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0085	0.0061	0.0052		運営協定基準(0.6)以内であった。	0.0071	0.0068	0.0051		運営協定基準(0.6)以内であった。

No.2 蔵田地区内

No.3 天神社内

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第3回測定結果について	第1回	第2回	第3回	第4回	第3回測定結果について
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.002	0.005	0.001		運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.002	0.000	0.001		運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。
	1時間値の期間最大値	ppm	0.004	0.013	0.001		運営協定基準(0.1)以内であった。	0.005	0.001	0.002		運営協定基準(0.1)以内であった。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.2	0.2		運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.3	0.2	0.2		運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.2	0.3		運営協定基準(20)以内であった。	0.3	0.2	0.3		運営協定基準(20)以内であった。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.008	0.007	0.007		運営協定基準(0.06)以内であった。	0.006	0.004	0.004		運営協定基準(0.06)以内であった。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.028	0.028	0.024		運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。	0.031	0.027	0.024		運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.059	0.059	0.070		運営協定基準(0.20)以内であった。	0.078	0.079	0.078		運営協定基準(0.20)以内であった。
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.012	0.0067	0.0050		運営協定基準(0.6)以内であった。	0.0075	0.0053	0.0049		運営協定基準(0.6)以内であった。

No.4 深田地区内(木呂子地内)

No.5 埼玉県小川げんきプラザ内

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第3回測定結果について	第1回	第2回	第3回	第4回	第3回測定結果について
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.002	0.002	0.001		運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。	0.003	0.000	0.001		運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。
	1時間値の期間最大値	ppm	0.008	0.005	0.003		運営協定基準(0.1)以内であった。	0.006	0.001	0.001		運営協定基準(0.1)以内であった。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.2	0.2		運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。	0.3	0.2	0.3		運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.3		運営協定基準(20)以内であった。	0.3	0.3	0.3		運営協定基準(20)以内であった。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.009	0.007	0.006		運営協定基準(0.06)以内であった。	0.007	0.004	0.003		運営協定基準(0.06)以内であった。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.030	0.030	0.022		運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。	0.026	0.022	0.024		運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.050	0.047	0.075		運営協定基準(0.20)以内であった。	0.043	0.090	0.085		運営協定基準(0.20)以内であった。
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.010	0.0065	0.0050		運営協定基準(0.6)以内であった。	0.0074	0.0042	0.0034		運営協定基準(0.6)以内であった。

No.6 五之坪集落農業センター

No.7 平倉住宅脇

測定項目		単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第3回測定結果について
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.001	0.000	0.001		運営協定基準はないが環境基準(0.04)以内であった。
	1時間値の期間最大値	ppm	0.003	0.001	0.002		運営協定基準(0.1)以内であった。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.2	0.2		運営協定基準はないが環境基準(10)以内であった。
	1時間値の8時間平均値の期間最大値	ppm	0.3	0.3	0.3		運営協定基準(20)以内であった。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値の期間最大値	ppm	0.007	0.005	0.004		運営協定基準(0.06)以内であった。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.029	0.026	0.028		運営協定基準はないが環境基準(0.10)以内であった。
	1時間値の期間最大値	mg/m <sup>3</sup>	0.070	0.077	0.087		運営協定基準(0.20)以内であった。
ダイオキシン類		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0070	0.0083	0.0049		運営協定基準(0.6)以内であった。

彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果  
水質(防災調節池)

測定(採水)期日

第1回 平成29年6月14日(水) 第2回 平成29年10月17日(火)

第3回 平成29年12月7日(木) 第4回

採水場所: 防災調節池の中央付近

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第3回測定結果について
1 水素イオン濃度		8.2	7.3	8.0		あてはめる類型はないが、A類型の環境基準(6.5~8.5)の範囲内であった。
2 生物学的酸素要求量		2.1	2.4	1.8		あてはめる環境基準はないが排水基準(25)以内であった。
3 化学的酸素要求量		7.4	8.8	4.6		基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
4 浮遊物質量		4.0	14.0	3.0		あてはめる類型はないがA類型の環境基準(25)以内であった。
5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量		0.5未満	0.5未満	0.5未満		—
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		0.5未満	0.5未満	0.5未満		あてはめる環境基準はないが排水基準(5)以内であった。
7 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)		2.5未満	2.5未満	2.5未満		あてはめる環境基準はないが排水基準(30)以内であった。
8 フェノール類含有量		0.005未満	0.005未満	0.005未満		あてはめる環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
9 銅含有量	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満		あてはめる環境基準はないが排水基準(3)以内であった。
10 亜鉛含有量		0.003	0.029	0.006		環境基準(0.03)以内であった。
11 鉄含有量		0.11	0.50	0.15		基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
11 溶解性鉄含有量		0.10未満	0.10未満	0.10未満		あてはめる環境基準はないが排水基準(10)以内であった。
12 マンガン含有量		0.36	0.31	0.16		基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。
12 溶解性マンガン含有量		0.17	0.01未満	0.05		あてはめる環境基準はないが排水基準(10)以内であった。
13 クロム含有量		0.20未満	0.20未満	0.20未満		あてはめる環境基準はないが排水基準(2)以内であった。
14 ふっ素含有量		0.14	0.15	0.08未満		環境基準(0.8)以内であった。
15 大腸菌群数	個/m <sup>l</sup>	30未満	30未満	30未満		あてはめる環境基準はないが排水基準(3000)以内であった。
16 窒素含有量		0.91	1.50	0.82		あてはめる環境基準はないが排水基準(120)以内であった。
17 りん含有量		0.023	0.056	0.019		あてはめる環境基準はないが排水基準(16)以内であった。
18 カドミウム及びその化合物		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		環境基準(0.003)以内であった。
19 シアン化合物		不検出	不検出	不検出		環境基準(検出されない)以内であった。
20 有機りん化合物		0.01未満	0.01未満	0.01未満		あてはめる環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
21 鉛及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満		環境基準(0.01)以内であった。
22 六価クロム及びその化合物		0.005未満	0.005未満	0.005未満		環境基準(0.05)以内であった。
23 ひ素及びその化合物		0.001	0.001未満	0.001未満		環境基準(0.01)以内であった。
24 水銀及びアルキル水銀その他の化合物		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		環境基準(0.0005)以内であった。
25 アルキル水銀化合物		不検出	不検出	不検出		環境基準(検出されない)以内であった。
26 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	不検出		環境基準(検出されない)以内であった。
27 トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満		環境基準(0.03)以内であった。
28 テトラクロロエチレン		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		環境基準(0.01)以内であった。
29 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満		環境基準(0.02)以内であった。
30 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		環境基準(0.002)以内であった。
31 1,2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満		環境基準(0.004)以内であった。
32 1,1-ジクロロエチレン		0.002未満	0.002未満	0.002未満		環境基準(0.1)以内であった。
33 シス-1,2ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満		環境基準(0.04)以内であった。
34 1,1,1-トリクロロエタン		0.10未満	0.10未満	0.10未満		環境基準(1)以内であった。
35 1,1,2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満		環境基準(0.006)以内であった。
36 1,3-ジクロロプロペン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		環境基準(0.002)以内であった。
37 チウラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満		環境基準(0.006)以内であった。
38 シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		環境基準(0.003)以内であった。
39 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満		環境基準(0.02)以内であった。
40 ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満		環境基準(0.01)以内であった。
41 セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満		環境基準(0.01)以内であった。
42 ほう素及びその化合物		0.10未満	0.10未満	0.10未満		環境基準(1)以内であった。
43 1,4-ジオキサソ		0.005未満	0.005未満	0.005未満		河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
44 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		0.33	0.49	0.50		あてはめる環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
45 溶存酸素量		10.4	7.9	10.9		あてはめる類型はないが、A類型の環境基準(7.5)以上であった。
46 クロロフィルa	μg/l	11	26	2		—
47 透視度	度	50以上	42	100以上		—
参考 水温	℃	25.1	17.1	7.7		—
参考 水色		淡黄色	淡黄色	無色透明		—

※「未満」とは、測定できる限界又は比較基準に合わせて報告を求めている下限値を下回っているということです。



## 彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

## 水質(防災調節池に流入する雨水)

測定(採水)日

第1回 平成29年5月26日(金)

第2回 平成29年7月14日(金)

第3回 平成29年10月17日(火)

第4回

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第3回測定結果について
1 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
2 シアン化合物		不検出	不検出	不検出		河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
3 有機リン化合物		0.10未満	0.10未満	0.10未満		河川水等に適用される環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
4 鉛及びその化合物		0.001	0.002	0.001未満		河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
5 六価クロム及びその化合物		0.005未満	0.005未満	0.005未満		河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
6 ヒ素及びその化合物		0.001未満	0.001	0.002		河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		河川水等に適用される環境基準(0.0005)以内であった。
8 アルキル水銀化合物		不検出	不検出	不検出		河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
9 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	不検出		河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
10 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満		河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
11 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
12 1, 2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満		河川水等に適用される環境基準(0.004)以内であった。
13 1, 1-ジクロロエチレン		0.002未満	0.002未満	0.002未満		河川水等に適用される環境基準(0.1)以内であった。
14 シス-1, 2ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満		河川水等に適用される環境基準(0.04)以内であった。
15 1, 1, 1-トリクロロエタン		0.10未満	0.10未満	0.10未満		河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
16 1, 1, 2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満		河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
17 1, 3-ジクロロプロペン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
18 チウラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満		河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
19 シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
20 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満		河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
21 ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満		河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
22 セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満		河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
23 トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満		河川水等に適用される環境基準(0.03)以内であった。
24 テトラクロロエチレン		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
25 ふっ素及びその化合物		0.08	0.13	0.15		河川水等に適用される環境基準(0.8)以内であった。
26 ほう素及びその化合物		0.10未満	0.10未満	0.10未満		河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		6.2	8.0	6		環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
28 1, 4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満	0.005未満		河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
29 浮遊物質質量		-	2.5	-		あてはめる類型はないがA類型の環境基準(25)以内であった。
30 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	0.065	-		河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。

彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果

別表 4

水質(13号埋立地南側防災調節池に流入する雨水)

測定(採水)日

第1回 平成29年5月26日(金)

第2回 平成29年7月14日(金)

第3回 平成30年10月17日(火)

第4回

測定項目	単位	第1回	第2回	第3回	第4回	第3回測定結果について
1 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
2 シアン化合物		不検出	不検出	不検出		河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
3 有機リン化合物		0.10未満	0.10未満	0.10未満		河川水等に適用される環境基準はないが排水基準(1)以内であった。
4 鉛及びその化合物		0.001未満	0.002	0.001未満		河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
5 六価クロム及びその化合物		0.005未満	0.005未満	0.005未満		河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
6 ヒ素及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満		河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		河川水等に適用される環境基準(0.0005)以内であった。
8 アルキル水銀化合物		不検出	不検出	不検出		河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
9 ポリ塩化ビフェニル		不検出	不検出	不検出		河川水等に適用される環境基準(検出されない)以内であった。
10 ジクロロメタン		0.002未満	0.002未満	0.002未満		河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
11 四塩化炭素		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
12 1,2-ジクロロエタン		0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満		河川水等に適用される環境基準(0.004)以内であった。
13 1,1-ジクロロエチレン		0.002未満	0.002未満	0.002未満		河川水等に適用される環境基準(0.1)以内であった。
14 シス-1,2ジクロロエチレン		0.004未満	0.004未満	0.004未満		河川水等に適用される環境基準(0.04)以内であった。
15 1,1,1-トリクロロエタン		0.10未満	0.10未満	0.10未満		河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
16 1,1,2-トリクロロエタン		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満		河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
17 1,3-ジクロロプロペン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		河川水等に適用される環境基準(0.002)以内であった。
18 チウラム		0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満		河川水等に適用される環境基準(0.006)以内であった。
19 シマジン		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		河川水等に適用される環境基準(0.003)以内であった。
20 チオベンカルブ		0.002未満	0.002未満	0.002未満		河川水等に適用される環境基準(0.02)以内であった。
21 ベンゼン		0.001未満	0.001未満	0.001未満		河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
22 セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満		河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
23 トリクロロエチレン		0.001未満	0.001未満	0.001未満		河川水等に適用される環境基準(0.03)以内であった。
24 テトラクロロエチレン		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		河川水等に適用される環境基準(0.01)以内であった。
25 ふっ素及びその化合物		0.08未満	0.08未満	0.08未満		河川水等に適用される環境基準(0.8)以内であった。
26 ほう素及びその化合物		0.10未満	0.10未満	0.10未満		河川水等に適用される環境基準(1)以内であった。
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		1.2	1.6	1.1		環境基準はないが排水基準(100)以内であった。
28 1,4-ジオキサン		0.005未満	0.005未満	0.005未満		河川水等に適用される環境基準(0.05)以内であった。
29 浮遊物質質量		-	3.6	-		あてはめる類型はないがA類型の環境基準(25)以内であった。
30 ダイオキシン類		pg-TEQ/l	-	0.053	-	

彩の国資源循環工場運営協定に基づく環境調査結果  
水質(生活排水)

測定(採水)期日  
平成29年11月20日(月)

測定項目		単位	結果	測定結果について	
1	銅含有量	mg/l	0.01未満	環境基準はないが排水基準(3)以内であった。	
2	亜鉛含有量		0.033	環境基準はないが排水基準(2)以内であった。	
3	クロム含有量		0.20未満	環境基準はないが排水基準(2)以内であった。	
4	フェノール類含有量		0.01未満	環境基準はないが排水基準(1)以内であった。	
5	鉄含有量		0.17	基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。	
	溶解性鉄含有量		0.1未満	環境基準はないが排水基準(10)以内であった。	
6	マンガン含有量		0.1未満	基準はないが、過去の測定値と比較してその範囲内であった。	
	溶解性マンガン含有量		0.1未満	環境基準はないが排水基準(10)以内であった。	
7	ふっ素含有量		0.11	環境基準はないが排水基準(8)以内であった。	
8	水素イオン濃度			6.6	運営協定基準(5.8~8.6)の範囲内であった。
9	生物化学的酸素要求量			7.9	運営協定基準(20)以内であった。
10	化学的酸素要求量			19	河川への排水基準はないが、湖沼への排水基準(160)以内であった。
11	浮遊物質			7.4	環境基準はないが排水基準(60)以内であった。
12	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		mg/l	0.5未満	環境基準はないが排水基準(5)以内であった。
13	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油含有量)	2.5未満		環境基準はないが排水基準(30)以内であった。	
14	窒素含有量	41		環境基準はないが排水基準(120)以内であった。	
15	りん含有量	4.2		環境基準はないが排水基準(16)以内であった。	

※「未満」とは、測定できる限界又は比較基準に合わせて報告を求めている下限値を下回っているということです。